

久喜市役所等の開庁時間に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市役所、行政センター及び保健センター（第3条において「久喜市役所等」という。）の開庁時間に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「久喜市役所」とは、久喜市役所の位置に関する条例（平成22年久喜市条例第1号）に規定する久喜市役所をいう。

2 この規則において、「行政センター」とは、久喜市行政センター設置条例（令和5年久喜市条例第32号）別表に規定する行政センターをいう。

3 この規則において、「保健センター」とは、久喜市保健センター条例（平成22年久喜市条例第145号）第2条に規定する保健センターのうち、久喜市中央保健センター及び久喜市栗橋保健センターをいう。

(開庁時間)

第3条 久喜市役所等の開庁時間は、久喜市の休日を定める条例（平成22年久喜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前8時45分から午後4時30分までとする。ただし、事務の特殊性その他の事由により、当該開庁時間により難い場合は、この限りでない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月7日から施行する。

(久喜市長の資産等の公開に関する規則の一部改正)

2 久喜市長の資産等の公開に関する規則（平成22年久喜市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「勤務時間中」を「市長が指定する時間中」に改める。

(久喜市庁舎管理規則の一部改正)

- 3 久喜市庁舎管理規則（平成22年久喜市規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2庁舎開閉時刻の表平日の項中「午前8時00分」を「午前8時30分」に、「午後5時30分」を「午後4時45分」に改める。

(久喜市健康福祉センター条例施行規則の一部改正)

- 4 久喜市健康福祉センター条例施行規則（平成22年久喜市規則第76号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項第2号中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前8時45分から午後4時30分まで」に改める。

(久喜市保健センター条例施行規則の一部改正)

- 5 久喜市保健センター条例施行規則（平成22年久喜市規則第136号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前8時45分から午後4時30分まで」に改める。

(久喜市窓口事務取扱規則の一部改正)

- 6 久喜市窓口事務取扱規則（平成22年久喜市規則第162号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前8時45分から午後4時30分まで」に改める。

(久喜市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

- 7 久喜市コミュニティセンター条例施行規則（平成22年久喜市規則第185号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表久喜市菖蒲コミュニティセンターの項中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前8時45分から午後4時30分まで」に改める。

附則第4項中「久喜市菖蒲総合支所」を「久喜市菖蒲行政センター」に改める。

(久喜市コミュニティ広場条例施行規則の一部改正)

- 8 久喜市コミュニティ広場条例施行規則（平成22年久喜市規則第186号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前8時45分から午後4時30分まで」に改める。

(久喜市建築協定書の縦覧規則の一部改正)

- 9 久喜市建築協定書の縦覧規則（平成22年久喜市規則第198号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで」に改める。

(久喜市開発登録簿閲覧規則の一部改正)

- 10 久喜市開発登録簿閲覧規則（平成22年久喜市規則第208号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで」に改める。

(久喜市特定非営利活動促進法等施行規則の一部改正)

- 11 久喜市特定非営利活動促進法等施行規則（平成29年久喜市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午前8時30分から午後5時15分まで（以下「執務時間」という。）」を「午前8時45分から午後4時30分まで（第13条第1項において「開庁時間」という。）」に改める。

第13条第1項中「執務時間」を「開庁時間」に改める。

(久喜市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 2 久喜市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則（平成30年久喜市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前8時45分から午後4時30分まで」に改める。

（久喜市家庭児童相談室設置規則の一部改正）

- 1 3 久喜市家庭児童相談室設置規則（令和2年久喜市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前8時45分から午後4時30分まで」に改める。